

平成 29 年度
第 5 回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議 事 概 要

日 時：平成 29 年 12 月 7 日（木）12 時 00 分～14 時 30 分
場 所：プリムローズ大阪 高砂（東）
出 席 者：増田部会長、藤田委員、二見委員、佐久間委員、平井委員

1 開 会

2 議事概要

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開とするが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることと決定した。

議題 1 「実感できるみどりづくり事業」の審査について（資料 1）

申請のあった 1 件について、事業計画内容等を説明し、部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに 10 点の配点で審査。

【審査基準】

①実現性

地域特性を踏まえ、実現可能な緑化整備計画であるか。

②維持管理

維持管理体制、管理予算が確保されているか、具体的な維持管理計画が示されているか。

③経済性

整備費用について十分検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか。

④公益性

歩行者等への木陰の提供、来場者がみどりの中で憩うなど、みどりの多面的機能が発揮されること

⑤ 景観

良好な街並み景観の形成に寄与するか。

各審査委員の評価点の合計点数（上記①～⑤の評価点合計）の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。審査に当たっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは、原則採択しないものとする。（各委員の上記項目①～⑤の評価点小計の平均値が 30 点に満たないものは不採択）

申請のあった 1 件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、採択について妥当と判断。

議題2 「みどりづくり推進事業」の審査について（資料2）

申請のあった1件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに5点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 適切な維持管理を継続的に実施できる計画となっているか、その体制づくりができているか。
- ② 緑化活動を通じた地域との交流が計画されているか。
- ③ 整備後の具体的な活用方法が計画されているか。
- ④ 整備・管理費用について十分に検証された計画になっているか。
- ⑤ その他特筆すべき内容があるか。

各審査委員の評価点の合計点数（加点項目を含む上記①～⑤の評価点合計）の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。審査に当たっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは、原則採択しないものとする。（各委員の上記項目①～④の評価点小計の平均値が10点に満たないものは不採択）

申請のあった1件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、採択について妥当と判断。

議題3 「おおさか優良緑化賞」の選考について（資料3）

応募のあった施設について、事務局から緑化概要を説明し、以下の審査基準に基づき、項目ごとに各5点の配点で評価を実施した。

一次選考では、各委員の評価点の合計点数により、順位付けを行う。

二次選考では、一次選考の評価・順位を踏まえ、表彰対象とするものを選定し、その中から、特に優れた取組みを行ったものを大阪府知事賞、それに準ずる取組みを行ったものを奨励賞として選考する。

また、表彰対象の中から、生物多様性へ配慮した取組みを行っており、生物多様性賞としてふさわしいと認められるものを選考する。

【審査基準】

- ① 緑量：条例の基準を大幅に超える緑化が行われているもの
- ② 周辺環境との調和：建築物や周辺環境と調和した緑化が行われているもの
- ③ 配置・デザイン性：スペースを有効利用しているもの
- ④ 敷地外部への貢献度：敷地外部への貢献度の高いもの
- ⑤ 緑化技術：新技術を積極的に採用しているもの
- ⑥ 維持管理：適切に維持管理されているもの
- ⑦ 加点項目（その他特筆事項）：その他、この賞の目的に沿ったもの

各審査委員の評価点の合計により、順位付けを行ったうえで、特に優れた取組みが行われている施設として2件を大阪府知事賞、それに準ずる取組みを行った施設として6件を奨励賞とし、生物多様性に配慮した取組みを行っている1件を生物多様性賞とすることが妥当と判断。

3 閉 会